

公衆衛生を踏まえた儀式執行の あり方を考える

佛教大学非常勤講師 森田康友

儀式提案について

- 新型コロナウイルス感染症
 - 8月28日付厚生労働省指針発表を受けて
 - 指定感染症
 - 当初:1類感染症同等(保健所確認) → 後に2類感染症同等 → 2類感染症同等指定(8月28日)
 - 軽傷なウイルスとする動きが一部である。
 - 将来を見据えて今回の経験を生かす。

儀式提案について

- 今回のテーマを「公衆衛生を踏まえた儀式執行のあり方を考える」としたことについて。
 - 以前より感染症下に於いて、儀式執行を一定の基準定めておくことが必要と考えていた。
 - → 社会的に問題視されていない中では、必要性に疑問をもたれる。
 - 新型コロナウイルス感染症が2月に指定感染症と指定されたことを受け私的な勉強会を開き、見解を出した。
- これを受けて頂き、浄土宗が他の宗旨に先立って、対応マニュアルを出された。
 - 対応マニュアルにもう少し付け加えて頂きたい事があるので見解を述べたい。
- 先ずは、感染症下儀式基準の必要性に思いを至らした時期を次に述べる。

感染症下儀式基準の必要を考えた時期

- 平成14年(2002年)～平成15年(2003年)にかけて、中国から重症急性呼吸器症候群SARSが世界に広がりを見せた。
 - → 平成15年(2003年)7月に封じ込めに成功したとされる。
- 平成16年(2004年)及び平成21年(2009年)新型インフルエンザが社会的問題となり、特に平成21年(2009年)時に指定感染症の指定を受け「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が置かれた。
 - これに伴い、伝宗伝戒加行道場に於いても、インフルエンザに関しては予防を徹底するようになる。
 - これ以降現在まで
- この頃から感染症下、儀式基準の必要性を考えた。

感染症下儀式基準の必要を考えた時期

- 平成24年(2012年)中東呼吸器症候群MERSが、サウジアラビアで発生した。
 - この頃から、ウィルス感染症に対し、再度、認識が高まる。
 - → 私は、感染症に関する法律と分類を理解し、そして「葬送儀礼を中心とした儀式に安全が求められるのではないか」と言う課題を問うようになった。
- 公衆衛生の関連で決められた法律を見ていく。

寺院として公衆衛生面で直接関係する法律等

- 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日法律第48号）に定められていること。
 - 「第1章 総則」の「第1条」に
 - 「この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。」とある。
 - また、同「第3条」に
 - 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後24時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。」とある。

寺院として公衆衛生面で直接関係する法律等

- 他の法令に別段の定「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」
 - 「第五章 消毒その他の措置」の「第三十条」に
 2. 「一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、**火葬しなければならない**。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。」
 3. 「一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、二十四時間以内に火葬し、又は埋葬することができる。」

火葬埋葬許可書

- 「火葬埋葬許可書」は、直接、寺院に係る書類。
 - しかし、市役所(奈良市役所)に確認したところ、僧侶や墓地管理者が危険にさらされる可能性がある事が分かった。
- 先に示した、法律により、感染症1類から3類、及び新型インフルエンザ、また、今回指定感染症とされる新型コロナウイルスは、「火葬埋葬許可書」の「死因欄」に「一類感染症等」に「○」のチェックが付けられるはずである。
 - 市役所は、「一類感染症等にチェックが入る事は滅多にない。この度の新型コロナウイルス感染症で亡くなられても、“その他”となる。」
 - 故人の人権の観点から死因既往を知らされないことは、十分に考えられる。しかし、公衆衛生上の死因の該当ウイルスに感染されたご遺体に対して発行された「火葬埋葬許可書」の死亡欄に「その他」と記されるとなると、特に土葬地域に於いて、受け入れ寺院や墓所に於いて危険な状況に遭遇する可能性があるかと危惧する。

正しい情報の下で儀式を執行する

- 葬儀式関係

- 訃報の一報を受けて(新型コロナウイルス感染症でお亡くなりになられたご家族より)
 - 直接ではなく、出来るだけ電話等遠隔で打ち合わせをする。(浄土宗の指針には無い)
 - 直ちに伺うと儀式修法者である僧侶が濃厚接触者となり、枕経は勤めることができても、その後通夜・葬儀が執行できなくなる可能性がある。
 - 防護服等を用意する。
 - 用意がなければ、葬儀社に僧侶用の防護服を準備を願う。

- 法具について

- 浄紙等で包み持参し、修法後、防護服を脱するクリーンルームで包んだ浄紙を適切に外す。
- 松明等、焚く事の出来るものは、ご遺体と一緒に火葬してもらうと良いと考える。

正しい情報の下で儀式を執行する

- ご遺族が、濃厚接触者である場合。
 - ご遺族が、経過観察期間中である可能性がある。
 - 濃厚接触者で無い家族親族と共に、仮の葬儀を勤め、経過観察後、ご遺族・ご親族と共に本葬を行う。
- 厚生労働省の指針を守る。
 - 罹患者差別を無くす。
 - 100℃を超える火葬では、ウィルスは無くなりご遺骨は安全である事を正しく伝える。
 - 火葬後、ご遺骨の埋葬を拒んではならない。

他の法要での提案

- 月参り
 - 罹患者の多い地域は、一定期間訪問を避け各寺ご本尊前で勤める。
 - お知らせにて勤めるとご回向のお布施は、後日頂くことが多い。
- 法事(年忌・中陰)
 - 罹患者の多い地域は、許せるなら後日に勤める。しかし、中陰など後日に日延べ出来ない場合は、各寺ご本尊前で勤める。
- 法要
 - 罹患者の多い地域は、年間の法要を無参拝で勤める。

他の法要での提案

- リモート法要（中継法要）の課題。
 - 自・他宗寺院で行われている様々なリモート法要を拝んで。
 - 僧侶は映像に関して素人である。
 - 信仰心を起こす映像が少ない。
 - 信仰は、ご本尊や浄土へ向かうものであるが、導師のみ映っている。
 - 単に垂れ流すのではなく、信仰心を以て編集するべきと考える。
 - 高齢者が受信できない場合がある。
 - リモートが中断して拝めない場合の可能性。
 - 月参りや法事、盆彼岸まで発展しないかを危惧する。
 - 五種正行の実践が疎かになりやすい。特に讃歎の心が欠けて仏壇の掃除も疎かになる可能性。念仏の実践を軽視されてしまえば既に浄土宗の勤めではなくなる。

他の法要での提案

- リモート法要(中継法要)の期待。
 - 今回のような集会しにくい場面に遠隔地より参加できる。
 - 技術の革新より、今迄拝んだことの無い視点から行事に参加できる。
 - 撮影機器や撮影技術の熟練者が必要
 - 若い世代に受け入れやすい。
 - 念仏を中心とした実践を如何に一緒に行うか、住職の手腕が必要。
- 身体的にお寺参りが困難な方にも参加が可能となる。

他の法要での提案

- 罹患者が、少なくなり法要を再開して。
 - 法要は、マスクを着し勤める。
 - フェイスシールド、マウスシールドを使用して法要を勤められる場面を見ることがある。マスクの代わりにはならないと考える。
 - 予防効果の検証が必要と考える。
 - 参詣者の間隔を取り、換気が良い様にする。
 - テレビで見るパーティションを多く本堂で用いると換気が悪くなると考える。
 - NHK「あさいち」のスタッフが感染した状況を参考にして。
- 施餓鬼法要で行ったこと
 - 水向け用の櫛は、個人用とした。門中や参詣者一人一人の分を作成し、使い捨てとした。

加行係として

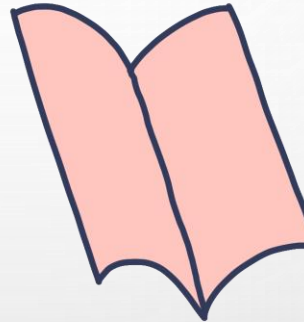
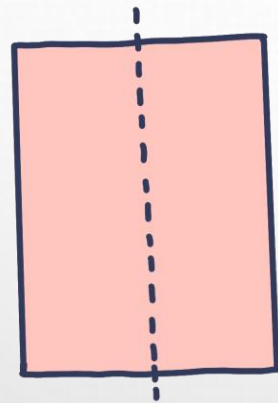
- 浄土宗の取り決め
 - 入行者を50名と制限。
 - 入行2日前に入行者・行係・担当職員全てPCR検査を実行し無感染者を確認し入行する。
- スケジュールをよく考える。
 - 経過観察期間: 新型コロナは、インフルエンザと違い、一般に2週間とされる。
 - 一般寺院にも言えることで、様々な道場が接近していたり重なったりしないようにするべきである。
 - 場合によっては、他の道場に影響が生じる。
- 洗面台の使い方の提案(私的): 様々な感染リスクのある場所の内、洗面台を指摘したい。
 - 保健所に確認したところ感染のリスクある場所。いろいろ聞いた中で誰も問題視していない洗面台が感染リスクがあると聞いた。多人数で使用すると吐いた水が飛び散り、それにより感染する可能性があるということ。
 - 歯磨き、うがい時に吐き出した水が飛び散るリスクを回避する為、出来るだけ低い場所に吐き出せるように次の事を提案する。

洗面台の使い方の提案

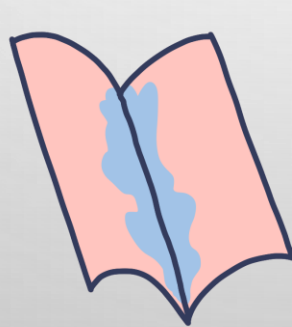
吐いた水が飛び散る。



不要なコピー用紙等を使う。



折り目を桶にして吐き出す。



汚れ面を内にして捨てる。

宗侶養成の実践

佛教大学宗侶養成で行ったこと。

- 春学期は、リモート講義不適用講座として通信集中講義に通学課程合流で行った。
 - マスク、手指の消毒は、常の事とし、熱中症対策水分補給に十分時間をとった。
 - 人数が多くなり、礼拝堂で間隔を開けて講義の為、カメラとプロジェクターを多用した。
 - 法服の着脱も手元がよく見えてスムーズに練習ができた。
 - 日常勤行・半齋供養儀に於いて初心の者が、理解しにくいところ前から手元を映し投影するため、後ろから拝みながら作法を見ることができ、理解が早いと感じた。
- その他の対応の一部。
 - 華籠は使いまわさず名前を記し最終まで個人用とした。
 - 宿泊所は、黒谷本山、清浄華院の両本山にある佛教大学の学寮に一人一人の個室とした。

まとめ

- この度の新型コロナウイルス感染症は、偶々日本人に酷い症状を引き起こす病原となっていない。(世界とは異なり)
- 将来を見据えて
 - 肌感覚で安心だと思わず、将来、重大な症状を引き起こす感染症下に於いて慌てることなく、それに対応し儀式が執行できる良い経験にするべきである。
- 安全だからこそ安堵
 - 儀式執行者である僧侶、檀家及び信者が安全だと受け止めて心から安堵する。
 - 僧侶も公衆衛生の関連条例を熟知して頂きたい。
- 加行や養成道場について考えることにより、一般寺院や家庭や学校の集団生活に生かせる考える。